

# 兵庫県公報

平成27年10月30日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（県民生活課）	1
規 則	
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

特定非営利活動法人の設立の促進に関する事項を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたことを踏まえ、県民ボランティア活動の促進等に関する条例で定める特定非営利活動法人の設立等の認証申請の公告に関する事項について所要の整備を行うこととした。

### ●県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第47号）

県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部改正により、特定非営利活動法人の設立等の認証申請の公告に関する手続について、法令による特例の適用がある場合においては、規則で定めるとすること等に伴い、国家戦略特別区域法の規定により、特定非営利活動法人設立促進事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、特定非営利活動法人の設立等の認証申請の公表をインターネットの利用により行うものとする等の手続を定めることとした。

## 条 例

県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第43号

#### 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例

県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
第17条第1項中「に登載して」を「への登載その他の規則で定める方法により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による手続については、法令による特例の適用がある場合にあつては、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第47号

#### 県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則（平成10年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(設立等の認証申請の公告等)

第2条の2 条例第17条第1項の規定による規則で定める方法は、兵庫県公報への登載又はインターネットの利用とする。

2 条例第17条第3項の規定による規則で定める手続は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第24条の4の規定による内閣総理大臣の認定を受けた場合にあっては、同条の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表をインターネットの利用により行うものとする。

3 前項の公表は、国家戦略特別区域法第24条の4の規定により読み替えて適用する法第10条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 縦覧期間

(2) 縦覧場所

第6条第1項中「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。